

平成30年2月9日

電気保安法人 各位  
電気管理技術者 各位  
自家用電気工作物設置者 各位  
電気主任技術者 各位

中部近畿産業保安監督部  
北陸産業保安監督署

北陸地域の大雪に伴う太陽電池発電設備の除雪作業及び臨時点検  
の留意事項等について（注意喚起）

日頃から電力設備の保安確保にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度の施行以降、全国的に太陽電池発電設備が急激に増加しており、これに伴い、当署管内においては自然現象（強風、積雪等）に起因する太陽電池発電設備の損壊事故が多数報告されております。

こうした状況のなか、今般北陸地域に大雪が発生したことから、太陽電池発電設備の除雪作業及び臨時点検を行う際は、別記の事項に留意して実施するよう注意喚起いたします。太陽電池発電設備の点検後は、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強等の飛散被害を防止する対策を行う等、保安確保に遺漏なき対応をお願いいたします。

また、太陽電池発電設備の周辺における除雪作業の実施者に対しては、必要に応じて別記の「1. 除雪作業の留意事項」の周知をお願いいたします。

なお、電気関係報告規則に基づき、50kW以上の主要な電気設備の損壊が発生した場合又は50kW以上の太陽電池パネルや架台等を構外へ飛散させ他の物件に損傷を与えた場合、設置者による事故報告が必要となりますので、事故の発生を知ってから24時間以内可能な限り速やかに当署へ報告してください。

[問い合わせ先]

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署  
電話：076-432-5580 Fax：076-432-0909

<除雪及び点検に関する留意事項>

1. 除雪作業の留意事項

- ・破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等は触れると感電するおそれがあるので、十分留意すること。

2. 臨時点検の留意事項

- ・太陽電池発電設備の電気設備に関する技術基準を定める省令への適合性について、特に次の事項に留意して確認すること。
  - ① 太陽電池発電設備の架台・基礎等が必要な強度を有していること、また構造、強度に影響する接合部にゆるみ、錆、破損がないことを確認すること。
  - ② 太陽電池パネルや架台への接合部にゆるみ、錆、破損がないことを確認すること。
  - ③ 電力ケーブルやケーブルラック取付部にゆるみ、破損がないことを確認すること。
  - ④ 柵やへい、遠隔監視装置等が、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・点検を行う場合は、十分な注意を払い、感電防止に努めること。